

吸収合併に関する事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面)

2020 年 10 月 1 日

三菱ロジスネクスト株式会社

2020 年 10 月 1 日

吸収合併に関する事後開示書面

三菱ロジスネクスト株式会社
代表取締役社長 久保 隆

三菱ロジスネクスト株式会社（以下「当社」といいます。）は、次の当事者（以下「本国内販売会社 11 社」といいます。）と 2020 年 6 月 3 日付で吸収合併契約を締結し、2020 年 10 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、本国内販売会社 11 社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行いました。

ロジスネクスト北海道株式会社	ロジスネクスト東北株式会社
ロジスネクスト東京株式会社	ロジスネクスト信越株式会社
ロジスネクスト静岡株式会社	ロジスネクスト中部株式会社
ロジスネクスト近畿株式会社	ロジスネクスト中国株式会社
ロジスネクスト四国株式会社	ロジスネクスト九州株式会社
ロジスネクストユニキャリア株式会社	

本吸収合併に関する会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づき開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第 200 条第 1 号）
2020 年 10 月 1 日
2. 吸収合併消滅会社における会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 2 号）
 - (1) 本吸収合併をやめることの請求
本国内販売会社 11 社は、いずれも当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。
 - (2) 反対株主の株式買取請求
本国内販売会社 11 社は、いずれも当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。
 - (3) 新株予約権買取請求
本国内販売会社 11 社は、いずれも新株予約権及び新株予約権付社債を発行していなかったため、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議

本国内販売会社 11 社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、いずれも 2020 年 6 月 30 日に官報及び日刊工業新聞において債権者に対する合併公告を行いました。異議申述期限までに、異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による
手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 3 号）

(1) 本吸収合併をやめることの請求及び反対株主の株式買取請求

本吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当するため、当社の株主は、本吸収合併をやめることの請求及び株式買取請求をすることはできません。

(2) 債権者の異議

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2020 年 6 月 30 日の官報へ合併公告を掲載するとともに、同日付で電子公告を行いました。異議申述期限までに、異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に
関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

当社は、本国内販売会社 11 社が 2020 年 10 月 1 日を効力発生日として、その不動産管理以外の事業を、吸収分割により、当社が設立した子会社 9 社に承継させた後の本国内販売会社 11 社の資産、負債及びその他の権利義務一切を本吸収合併により承継しました。なお、本吸収合併に伴い、当社が本国内販売会社 11 社から承継した資産は 24,984 百万円（概算値）、負債は 3,676 百万円（概算値）です。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面または電磁的
記録に記載または記録がされた事項（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

別添のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

2020 年 10 月 1 日

7. 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条
第 7 号）

該当事項はありません。

以 上

別添

吸収合併に関する事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める書面)

2020 年 6 月 30 日

ロジスネクスト北海道株式会社

代表取締役社長 木下 則雄

ロジスネクスト東京株式会社

代表取締役社長 草場 浩

ロジスネクスト静岡株式会社

代表取締役社長 山田 雅己

ロジスネクスト近畿株式会社

代表取締役社長 飯尾 修二

ロジスネクスト四国株式会社

代表取締役社長 阿部 司

ロジスネクストユニキャリア株式会社

代表取締役社長 山口 陽一

ロジスネクスト東北株式会社

代表取締役社長 竹内 正典

ロジスネクスト信越株式会社

代表取締役社長 佐藤 光信

ロジスネクスト中部株式会社

代表取締役社長 藤崎 尚久

ロジスネクスト中国株式会社

代表取締役社長 小畑 浩

ロジスネクスト九州株式会社

代表取締役社長 松下 広司

2020 年 6 月 30 日

吸収合併に関する事前開示書面

ロジスネクスト北海道株式会社

代表取締役社長 木下 則雄

ロジスネクスト東京株式会社

代表取締役社長 草場 浩

ロジスネクスト静岡株式会社

代表取締役社長 山田 雅己

ロジスネクスト近畿株式会社

代表取締役社長 飯尾 修二

ロジスネクスト四国株式会社

代表取締役社長 阿部 司

ロジスネクストユニキャリア株式会社

代表取締役社長 山口 陽一

ロジスネクスト東北株式会社

代表取締役社長 竹内 正典

ロジスネクスト信越株式会社

代表取締役社長 佐藤 光信

ロジスネクスト中部株式会社

代表取締役社長 藤崎 尚久

ロジスネクスト中国株式会社

代表取締役社長 小畑 浩

ロジスネクスト九州株式会社

代表取締役社長 松下 広司

以上の当事者（以下「当社等」といいます。）は、三菱ロジスネクスト株式会社（以下「ML」といいます。）と 2020 年 6 月 3 日付で吸収合併契約を締結し、2020 年 10 月 1 日を効力発生日として、当社等を吸収合併消滅会社、ML を吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行うことといたしました。

本吸収合併に関する会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容（会社法第 782 条第 1 項）

別紙の合併契約書をご参照下さい。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 1 号）

当社等は、いずれも ML の完全子会社であることから、本吸収合併に際して、株式その他の金銭等の交付は行われません。

3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則 182 条第 1 項第 2 号）

該当事項はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 3 号）

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号）

(1) 吸収合併存続会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 182 条第 6 項第 1 号）

① 最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第 182 条第 6 項第 1 号イ）

ML は、有価証券報告書及び四半期報告書を近畿財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）」によりご覧いただけます。

② 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 182 条第 6 項第 1 号ハ）

本吸収合併の他、該当事項はありません。

(2) 吸収合併消滅株式会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 182 条第 6 項第 2 号）

最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 182 条第 6 項第 2 号イ）

当社等は、2020 年 6 月 3 日付株主総会決議（会社法第 319 条第 1 項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）により、2020 年 10 月 1 日（予定）を効力発生日として、その不動産管理以外の事業を、吸収分割により、ML が設立した子

会社９社に承継させるとともに、当該吸収分割の効力発生を停止条件として、本吸収合併を行うことといたしました。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 5 号）

ML の 2020 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ 249,742 百万円及び 193,125 百万円であり、ML が本吸収合併により当社等から承継する予定の資産及び負債の額は、現時点での見通しとして、それぞれ約 24,687 百万円及び約 3,014 百万円となる見込みです。

したがって、本吸収合併の効力発生日以後においても、ML の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本吸収合併の効力発生日以後の ML の収益及びキャッシュフローの状況について、ML の債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は、現在想定されておりません。

以上を踏まえ、当社等は、本吸収合併の効力発生日以後においても、ML の債務の履行の見込みがあるものと判断いたしました。

本書面の備置開始後、上記の事項に変更が生じた場合は、変更後の当該事項を記載した書面を速やかに備え置くことといたします。

以 上